

岩手県補助金交付規則第1条に規定する相当の反対給付を受けない補助金以外の給付金で別に定めるもの（平成31年岩手県告示第267号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
組 織	給付金	組 織	給付金
[略]		[略]	
保健福祉部	[略] 若年がん患者等妊よう性温存費用助成金 医療機関食材料費高騰対策支援金	保健福祉部	[略] 若年がん患者等妊よう性温存費用助成金
[略]		[略]	
農林水産部	[略] <u>農山漁村発イノベーション推進交付金</u> [略] <u>森林・山村多面的機能発揮対策活動推進交 付金</u> [略]	農林水産部	[略] <u>地域資源活用価値創出対策交付金</u> [略] <u>里山林活性化による多面的機能発揮対策交 付金</u> [略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			